

## 令和2年度 事業運営方針

社会福祉法人敬親会は、平成11年3月創設より「誠意」「熱意」「創意（工夫）」の「三意」を基本目標にして実践・運営をしています。

当法人は地域社会と共生する運営を行うと共に、施設利用者様個々の尊厳・権利を尊重します。施設職員は専門知識と技術の習得を行い、常に「笑顔」で「心」のこもった対応で利用者様に向き合う支援を行い、利用者様の心身と生活の活性化を支援します。その為に職員一人一人が法人の理念、目標、目的を共有、行動しチームケアの向上を行います。家族様との連携も深め、そして利用者様の方々及び地域の方々に感謝し、職員一丸となって取組み、社会福祉法人としての地域社会貢献を行います。

## 令和2年度目標（行動力、実践力、目標、目的）

- ① 利用者様の立場に立ち、共感し、利用者様の心身と生活の活性化と利用者様個々の生活の充実を支援します。
- ② サービスの提供にあたっては、緊急止むを得ない場合を除き、「身体拘束や行動の制限」を行わず、「身体拘束ゼロ」を目指します。
- ③ 法人の理念、目標、目的を共有した上で職員一人一人が目標と目的を持って行動します。
- ④ 行動力と問題解決能力を高めることでチームケアの向上を図ります。（職員全体会議等の実施。）
- ⑤ 利用者様が「安心感」や「幸福感」を得られるようなサービスを提供し、利用者様の「気持ち」に向き合います。
- ⑥ 地域、学校等、法人の行事等により地域との交流を図ることができるよう、サービスの提供を行い、地域の福祉拠点として、その果たす役割を十分認識し、地域との連携、協働を行い、社会福祉法人として地域貢献を行います。

## ◎職員一人一人が目標と目的を持ち行動して、チームケアの向上を行います。

介護が必要になっても、地域の中で家族や親しい人々と共に生活を送りたいという利用者様の願いに応え、住み慣れた環境の中でそれまでと変わらない生活を続けられる、最期までその人らしい人生を送ることが出来るように職員が利用者様に対して「笑顔」で接し、利用者様の意思と自己決定を最大限尊重し、家族様との関係を大切にしながら日常生活の中で「心」のこもった支援を行うことで、利用者様が「安心感」と「満足感」を得られるよう、職員一人一人が法人の理念、目標、目的を共有、行動し、個別ケアの質を高め、チームケアの提供向上を図ります。今年度は具体的に下記の項目に重点的に取り組みます。

### 【全体会議の定期実施】

全体会議や幹部会議を効率的に実施し、施設運営の確認、情報共有やコミュニケーションの場とし、施設運営の方向性を全体で共有活用し、職員が法人の理念、目標、目的を共有し施設発展の場として、全体会議を開催します。会議時には同時に研修会の実施や職員の外部研修会の内容を発表する場とします。

### 【全体研修会の実施】

講師を招き有償での研修会の実施や職員の外部研修会の内容を発表する場として、職員の意識向上を行います。

### 【リスクマネジメント】

施設で安心して生活できるように環境整備及び事故原因を探り、事故防止を徹底していきます。【講師を招き有償でのリスクマネジメント、アンガーマネジメント研修会の実施。事故原因の検討、事故発生時間、場所の特定活用、ヒヤリハットの重点活用、ヒヤリハット研修会の実施】又「身体拘束ゼロ」を目指した取り組みや研修会を行います。

### 【体験型研修会の充実】

施設職員の行動力と問題解決能力の向上を目指します。より専門性を高め、「体験型」の研修を繰り返し行うことで、利用者様の「気持ち」に向き合える「心」のこもった介護実践力を高めます。

### 【看取りケア】

利用者様が何を望み、願っているのかという事を共に考え、利用者様が精神的豊かさや満足感を得られるように生活の質の向上を行います。【利用者様及び家族様の意向の確認、医師等の医療との連携、多職種による定期的な協議検討会の実施等】

### 【人材育成の充実】

全体会議や幹部会議を効率的に実施し、施設方針の確認、情報共有やコミュニケーションの場とし、施設運営の方向性を全体で共有活用します。

又、相談、報告、連絡をしっかりと実施し、臨機応変の対応を学び、ケアチームの機能を高めます。

### 【社会福祉法人としての地域貢献】

地域に根差した社会福祉法人として、地域社会の課題解決の一翼を担うように地域に溶け込み、今年度も伊賀社会福祉法人連絡会や三重「福祉のわ」に参画し地域ニーズに沿った貢献を行います。

### ◎生活援助の方針について

- ①職員がチーム意識を持つことで、適切なサービスを提供でき、利用者様個々への自立支援を行うと共に、援助内容の充実を図ります。
- ②個人のニーズに合った援助の創意・工夫を行います。
- ③専門的な介護、看護サービスの技術を研究、導入し、安心と楽しみの持てる日常生活作りを行います。
- ④ 家族様との連帯を密にし、利用者の精神的安定を図ります。
- ⑤ 衛生管理、清掃、清潔の行き届いた快適な生活環境づくりを行います。  
(離着床後の上衣、膝掛け等の整理・整頓、車椅子の清掃、ベッドメイキングの実施等)
- ⑥ 施設の維持管理を行います。(清潔感の維持、管理)
- ⑦ 定期的に職員研修を行い、職員のスキルアップを図り、部署間で交流を持ち、情報の共有を行います。

### 各事業運営体制について

職員配置体制を下記のように配置します。

従来型特養さわやか園		ユニット型特養さわやか園	
施設長		1名	
施設長補佐		1名	
事務職員	3名(兼務)	事務職員	3名(兼務)
管理栄養士	1名(兼務)	管理栄養士	1名(兼務)
生活相談員	1名(兼務)	生活相談員	2名(兼務)
看護職員	5名(内3名非常勤)	看護職員	2名(内1名非常勤)
介護職員	24名(内3非常勤)	介護職員	17名(内3非常勤)
ショートステイいがのしろ		デイサービスセンターいがのしろ	
事務職員	3名(兼務)	生活相談員	1名
生活相談員	1名(兼務)	看護職員	1名
看護職員	1名(内1名非常勤兼務)	介護職員	4名(内2名は非常勤)
介護職員	3名		
居宅介護支援センターいがのしろ			
管理者	1名		
介護支援専門員	2名(内1名非常勤)		

## 従来型特養さわやか園・ユニット型さわやか園の事業活動方針

### 1. 従来型特養 さわやか園 居室60床

利用者様の個々に見合った援助計画に基づき、社会生活上の便宜の供与、日常生活の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者様がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営み、かつ人権の尊重・プライバシーの保全・家族様との連携を図り、地域との共生に根ざした家庭的な従来型特養「さわやか園」の運営を行います。

また、看取りケアを充実させることで長年に亘り、社会の発展に貢献されてきた高齢者を敬愛し、満足のいただける尊厳ある生活に利用者様・家族様・職員の三者が一体となって取り組みます。

### 2. ユニット型特養 さわやか園 居室30床

利用者様の一人一人の生活リズムを大切にしたユニットケアにふさわしい質の高いサービスを受けることのできる施設作りを行います。

ユニットケアは、個別ケアを実現するための手法であり、具体的には、在宅に近い居住環境で利用者様一人ひとりの個性や生活のリズムに沿い、また、他者との人間関係を導きながら日常生活を営めるよう支援・介護を行います。

### 3. ショートステイいのしろ 居室10床

特別養護老人ホーム同様、利用者様の意向を十分配慮し、利用者様並びに家族様との信頼関係を構築し、適切なサービスの提供を行い、ショートステイ事業、介護予防サービス事業の実施を行います。

また、ショートステイ事業を通じて日常生活上の介護や支援を行い、利用者様の支援者様の介護負担を軽減致します。

#### ◎行事

1. 郷土色豊かな高齢者の思い出の行事の企画・実施。
2. 外気に触れ、楽しみながらできるリハビリ的行事の工夫
3. 地域に貢献でき、地域交流の持てる行事づくり（別紙に年間行事計画を添付）

#### ◎クラブ活動

潤いある日常生活作りに、一人でも多くの参加者を誘い、趣味を通して、孤独感・無用感の防止を図り、生きがいある生活環境作りを創意、工夫する。

#### ◎機能回復訓練

1. 日常生活場面に密着したカリキュラムの設定を行い実施する。
2. 残存機能の維持・向上ができるように医師等の指導のもとに機能的取り組みをする。
3. 外気浴、散歩、離床の強化

#### ◎保健・衛生・清潔

1. 清掃、消毒の励行
2. 手洗い、蒸しタオルの提供、うがいの励行
3. 感染症、食中毒の予防及び蔓延の予防
4. 週3回の入浴及び不可の人の清拭を励行

#### ◎給食

1. 個別に応じた食事内容の提供（きざみ食、ミキサー食、トロミ、栄養補助食品）
2. 適温適時の提供
3. 食中毒の予防
4. 選択食を提供
5. 季節感のある安心安全な食事の提供

◎職員

1. 福祉施設職員としてのコンプライアンス
2. 専門職、介護、看護、生活指導技術の研修・習得、実践
3. 組織とチームワーク、アイデアの意見発掘採用

◎災害対策

1. 消防計画書に基づく訓練の実施
2. 火気の取扱い場所、消火器、総点検、取扱い訓練
3. 喫煙者、保温器具使用者の指導
4. 避難場所の設置、総点検
5. 夜間見回りの強化

◎身体拘束

緊急止むを得ない場合を除き、利用者の身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わない。また身体拘束を必要としないための活動組織を構成し、身体拘束ゼロを目指します。

◎苦情処理

利用者または家族及び関係者から意見・要望・苦情等が出された場合は、可及的速やかに対処し、適切に解決する。

◎セクシャルハラスメント

職員は勤務場所等において、他の職員及び利用者等に対し、性的言動を行い、就業に影響を与えたり、秩序や風紀を乱すような性的言動を行ってはならない。